

CORPORATE GOVERNANCE CODE 2026

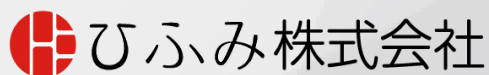
コーポレートガバナンス・コード改訂案 経営・取締役会・IR実務の 部門別論点確認シート

6部門・47の問いで、自社の意思決定の現在地を書き出す（上場会社の社内検討用）

版数: v1.1 / 作成基準日: 2026年7月20日

依拠資料: 2026年4月10日に金融庁・東京証券取引所が公表したコーポレートガバナンス・コード改訂案（パブリックコメント案。意見募集は2026年5月15日終了）、東京証券取引所のパブリックコメント資料（「コーポレートガバナンス・コードの改訂について」（制度要綱）・「コーポレートガバナンス報告書の更新について」）、および有識者会議（令和7年度・全3回）の公表資料

ご注意: 本シートはパブリックコメントの結果・確定版を反映していません。改訂コードの確定後に改版します。巻末の版管理をご確認ください。



チェックリストではなく、 意思決定を書き出すための質問票を

本シートの位置づけ

本シートは、2026年4月公表のコーポレートガバナンス・コード改訂案（パブリックコメント案）を手がかりに、上場会社の社内で、自社の意思決定の現状——**誰が・どの会議体で・どの情報で・どの頻度で**判断しているか——を部門別に書き出すための質問票です。改訂項目への適合判定や採点を行うものではなく、確定した制度の解説でも、法務意見・投資助言でもありません。

記入の仕方

- 各質問はまず「適用の判定」（適用／非該当／要確認）に印を付けます。市場区分・機関設計・支配株主や企業年金の有無などにより非該当となる質問があり、**空欄と非該当は意味が異なります**。非該当の場合は理由を一言残してください。
- 適用となる質問は、記入欄に「現状」「所管部署・関係会議体」「確認先の資料・規程」「宿題（担当・期限）」を書き出します。埋められない欄は、そのまま経営会議・部門会議の議題候補としてお使いください。
- 自部門のセクションから始め、他部門に関わる論点は「扱う範囲」の記載に沿って該当シートへ橋渡ししてください。

原則番号の表記規則

- 原則番号は「改訂案の番号（現行の番号）」で併記します（例：原則4-8（現行4-7））。番号が変わらない原則は単記、改訂案で新設される原則は「（新設）」と表記します。
- 「解釈指針」は改訂案で新設される階層で、コンプライ・オア・エクスプレインの対象外です。ただし序文（第12項）は、規定の移管・削除が内容の重要性の喪失を意味しないと説明しています。

本シートの前提（状態表示）

対象は2026年4月10日公表の改訂案（パブリックコメント案）です。意見募集は2026年5月15日に終了しましたが、作成基準日（2026年7月20日）時点で確定した改訂コードは公表されていません。一方、案の内容としては、東京証券取引所のパブリックコメント資料が、改訂を2026年7月目途に実施し、改訂を踏まえたコーポレートガバナンス報告書の**提出期限を2027年7月末日**とする案を示しています。「株主総会の3週間以上前」は解釈指針が示す「最も望ましい」水準であり、いずれも確定した義務・期限ではありません。確定版の公表後、本シートは全面改版します。

記入後の取扱い（機微情報のご注意）

- 本シートにはCEOの後継者計画、監査上の指摘、リスク対応など機微な情報を書き出す欄があります。**記入済みシートをそのままメール・フォームで社外に送付しないでください**。
- 社外と共有する場合は、質問番号・状態・論点の要約に限り、人名・案件名・取引先名・監査指摘・脆弱性の詳細は匿名化してください。保存先・アクセス権・保管期限・廃棄方法は社内規程に従って定めてください。

深掘りの入口：改訂の全体像はピラー記事「コードは短くなる。経営の説明責任は軽くならない。」、論点別の経緯はシリーズ「CGコード改訂を読み解く」全6話をご覧ください（対応表は巻末の付録B）。

6部門・47の問いと、 市場区分ごとの適用範囲を

部門別セクション一覧

セクション	質問数	中心論点
A 取締役会・指名報酬委員会	9	成長の道筋と経営資源配分の監督、サステナビリティ基本方針、独立社外取締役の役割・資質・機能発揮、実効性評価、CEO選解任、支配株主下の規律、リスク管理
B CFO・経営企画	7	配分説明の起案と検証指標、資本コスト、現預金等の保有合理性、無形資産投資、中計の検証、政策保有株式、企業年金
C IR・開示	8	有報の総会前提出の目標時期、対話の経営への還流、英文開示、サステナビリティ開示の整合、開示物間の一貫性、エクスプレインの記述戦略
D 人事・サステナビリティ推進	5	多様性の確保と測定可能な目標、人的資本への投資と分配・価格転嫁、行動準則、人事データの整備、取締役・監査役の研究
E 法務・総務・取締役会事務局	9	CG報告書の新旧棚卸し工程、解釈指針の参照方針、総会工程、反対議案の集計体制、旧原則の引き継ぎ先、特別委員会の手続、内部通報、事務局体制
F 監査役・内部監査	9	内部監査の報告経路、リスク検証、監査日程の逆算、会計監査人の評価、有報の確認工程、社外取との連携、財務・会計知見

市場区分と適用範囲 (適用の判定の前提)

市場区分	コンプライ・オア・エクスプレインの対象 (改訂案)
プライム市場	基本原則＋原則 (本シートの原則ベースの質問が全体として関係します)
スタンダード市場	基本原則＋原則 (同上。ただしプライム市場限定の規律——独立社外取締役3分の1以上・委員会構成員の過半数独立・議決権電子行使プラットフォーム等——は対象外です)
グロース市場	基本原則のみ。原則に根拠を持つ質問は義務対応ではなく、 任意参照・自社判断による先行確認 としてお使いください

出典: 東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コードの改訂について」(制度要綱)・「コーポレートガバナンス報告書の更新について」(2026年4月10日公表のパブリックコメント案)。現行制度でもグロース市場は基本原則のみが対象です。

適用の判定で使う自社の前提 (記入してからお使いください)

市場区分()／機関設計()／支配株主・実質的な支配力を持つ株主の有無()／企業年金の有無()
／決算月・総会月(/)

A 取締役会・指名報酬委員会

このシートで扱う範囲

このシートは、取締役会本体と指名委員会・報酬委員会の意思決定（成長の道筋と経営資源配分の審議・検証、サステナビリティ基本方針の審議・監督、独立社外取締役の役割・資質・機能発揮、取締役会の実効性評価、任意の指名委員会・報酬委員会、CEOの選解任と後継者計画、支配株主の下での規律、リスク管理と情報開示の監督）を扱います。経営資源配分（原則4-1・4-2）に関する質問は、本シートでは取締役会の議題設計・議事記録・監督の角度に限り、配分案の起案・データ集約・指標設計の角度はCFO・経営企画のシートで扱います。同じ改訂項目でも、開示戦略と投資家対話の運営はIR・開示、監査日程と内部監査の実務は監査役・内部監査、特別委員会の設置手続・付議基準・規程整備や事務局体制は法務・総務・取締役会事務局の各シートで扱います。本シートは2026年4月公表のパブリックコメント案に基づく現状書き出しのための質問票であり、確定した制度への適合判定や法務意見・投資助言ではありません。

- A-1** 会社の目指すところに向けた「成長の道筋」と、成長投資（設備・研究開発・人的資本・知的財産等の無形資産への投資等）や事業ポートフォリオの見直し等の経営資源の配分を、取締役会の年間議題のどこに位置づけ、どの会議体で、どの資料に基づいて審議していますか。配分が経営戦略・経営計画に照らして適切かの検証をどの頻度・どの指標で議題とし、現預金等の金融資産や実物資産の保有の必要性・合理性を審議した経緯を、どの会議の議事録に、どの粒度で残しているかを書き出してください。

原則4-1

原則4-2

原則4-2解釈指針

▶ ピラー第4章・第9章／シリーズ第2話

根拠（改訂案） 改訂案は原則4-1で、成長の道筋の構築を取締役会の主要な役割・責務と位置づけ、経営戦略・経営計画の策定・公表に当たり経営資源の配分に関し「具体的に何を実行するのか」を説明することを求める案です（現行原則5-2・補充原則5-2①・補充原則4-2②後段等を原則4-1・4-2へ統合・整理する案）。また原則4-2(2)に、経営資源の配分が経営戦略・経営計画に照らして適切かの不断の検証を新たに追加し、解釈指針で「現預金等の金融資産や実物資産等の経営資源を成長投資等に有効活用できているか」の検証を例示する案です。

注記 改訂案はパブリックコメント案であり、確定した規範ではありません。現預金等の削減や株主還元を増加を一律に求めるものではなく、趣旨説明文書は、保有の必要性・合理性を説明できる限り、適正な水準の現預金等の保有も経営資源配分の一環としています。解釈指針はコンプライ・オア・エクスプレインの対象外です。なお、配分案の起案やデータ集約の設計はCFO・経営企画のシートで扱い、本問は取締役会の議題設計・議事記録・監督の角度に限ります。

適用の判定： ☐ 適用 ☐ 非該当（理由： ） ☐ 要確認

現状（誰が・どの会議体で・どの情報で・どの頻度で）

所管部署・関係会議体

確認先の資料・規程

宿題（担当・期限）

- A-2** サステナビリティを巡る取組みについての基本方針を、どの部署・どの会議体が起案し、取締役会はどの頻度で、どの情報（重要課題の特定資料、取組みの進捗報告、外部環境の変化に関する報告等）に基づいて審議・監督していますか。基本方針の見直しをどの契機（中期経営計画の改定、年間議題設計等）で議題に載せる設計になっているかを書き出してください。

原則4-5（新設）

原則4-5解釈指針

▶ ピラー第7章・第8章

根拠（改訂案） 改訂案は、サステナビリティを巡る課題への対応に関する規定（現行原則2-3・補充原則2-3①・補充原則4-2②前段等）を、取締役会の役割・責務として新設の原則4-5へ統合し、取締役会がサステナビリティ課題に積極的・能動的に取り組み、基本方針を策定するほか適切な対応を行うべきとする案です。解釈指針では、SDGs・TCFDに言及していた記述をISSB（国際サステナビリティ基準審議会）・ISSB基準へ時点更新する案が示されています。

注記 ISSB・ISSB基準への言及は解釈指針に置かれる案であり、解釈指針はコンプライ・オア・エクスプレインの対象外です。序文（第12項）は、規定の移管・統合や削除が当該内容の重要性の喪失を意味しないと説明しています。改訂案はパブリックコメント案であり、確定していません。サステナビリティ開示と他の開示物との整合はIR・開示のシートで、多様性・人的資本の取組みの実務は人事・サステナビリティ推進のシートで扱います。

適用の判定： ☐ 適用 ☐ 非該当（理由： ） ☐ 要確認

現状（誰が・どの会議体で・どの情報で・どの頻度で）

所管部署・関係会議体

確認先の資料・規程

宿題（担当・期限）

A-3 自社の独立社外取締役に期待する役割を、経営の監督・利益相反の監督・ステークホルダーの意見の反映・助言のどの順序で定義し、その期待を就任依頼時の説明や株主総会の選任議案の説明にどう反映していますか。また、その役割・責務を果たすことができる資質を誰がどの基準・どの情報で判断し、経営戦略に照らして特定した取締役会のスキルと現在の構成との差分を、指名委員会はどの資料で審議しているかを書き出してください。

[原則4-8\(現行4-7\)](#)[原則4-9\(新設\)](#)[原則4-13\(現行4-11\)](#)[原則4-11\(現行4-9\)](#)[▶ ピラー第6章／シリーズ第4話](#)

根拠(改訂案) 改訂案の原則4-8(現行4-7)は、現行で最初に置かれていた「助言」を末尾に移し、経営の監督・利益相反の監督・ステークホルダーの意見の反映を上位に並べ替え、第一義的な役割が監督であることを明確にする案です。また、独立社外取締役の質の確保を新設の原則4-9として独立させ(解釈指針で資質に関する基準の策定に言及)、原則4-13(現行4-11)で、経営戦略に照らしたスキル等の特定とスキルの組み合わせの選任方針・手続と併せた開示、独立社外取締役に他社での経営経験を有する者を含めることを原則本文へ格上げする案です。

注記 助言の役割が否定されたわけではなく、順序の整理です。独立性判断基準の「開示」は有価証券報告書との重複を理由に削る案ですが、基準の策定自体は原則4-11(現行4-9)に残る案です。スキル・マトリックスの升目の数ではなく「なぜこの人か」の説明が論点です。改訂案は確定していません。

適用の判定: ☐ 適用 ☐ 非該当(理由:) ☐ 要確認

現状(誰が・どの会議体で・どの情報で・どの頻度で)

所管部署・関係会議体

確認先の資料・規程

宿題(担当・期限)

A-4 独立社外取締役どうしの情報交換・認識共有、経営陣との連絡・調整、監査役(会)との連携を、どの体制(独立社外者のみの会合、筆頭独立社外取締役等)で、どの頻度で行っていますか。そこで形成された認識は、誰を経由して取締役会の議題や審議にどう戻っているかを書き出してください。

[原則4-12\(新設\)](#)[原則4-12解釈指針](#)[▶ ピラー第6章／シリーズ第4話](#)

根拠(改訂案) 改訂案は、独立社外取締役の機能発揮を新設の原則4-12とし、独立社外取締役間の情報交換・認識共有や経営陣との連絡・調整、監査役(会)との連携に係る体制整備を求める案です(現行補充原則4-8①②の格上げ)。独立社外者のみの会合や筆頭独立社外取締役は解釈指針の例示に置かれる案です。

注記 筆頭独立社外取締役は一律の必置要件ではなく、解釈指針の例示にとどまる案です。改訂案は確定していません。

適用の判定: ☐ 適用 ☐ 非該当(理由:) ☐ 要確認

現状(誰が・どの会議体で・どの情報で・どの頻度で)

所管部署・関係会議体

確認先の資料・規程

宿題(担当・期限)

A-5 取締役会の実効性の分析・評価を、毎年どの手法(改訂案の解釈指針が例示する「まずは各取締役が自ら及び取締役会全体についての評価を行う」方法のほか、アンケート・個別インタビュー・第三者評価などの一般的な実務例を含む)で行い、結果の概要をどの開示物のどの箇所を開示していますか。評価で挙げた課題を、翌年の議題設定や構成の見直しに誰がどの工程で接続しているかを書き出してください。

[原則4-13\(現行4-11\)](#)[原則4-13解釈指針](#)[▶ ピラー第6章／シリーズ第4話](#)

根拠(改訂案) 改訂案は、毎年の実効性の分析・評価と結果の概要の開示(現行補充原則4-11③)を原則4-13(3)(現行4-11)に格上げし、解釈指針に評価手法を記載する案です。

注記 現行補充原則の格上げであり新設の規律ではありませんが、改訂案ではコンプライ・オア・エクスプレインの対象である原則として存続する案です。改訂案は確定していません。改訂案の解釈指針が挙げる例は各取締役による自己評価・取締役会全体の評価であり、アンケート・個別インタビュー・第三者評価は本シートが挙げる一般的な実務例です。

適用の判定: ☐ 適用 ☐ 非該当(理由:) ☐ 要確認

現状(誰が・どの会議体で・どの情報で・どの頻度で)

所管部署・関係会議体

確認先の資料・規程

宿題(担当・期限)

- A-6** 指名委員会・報酬委員会の構成・権限・役割を誰がどこで定め、独立性に関する考え方と併せてどの開示物でどう開示していますか。報酬委員会は、経営陣の報酬が中長期的な企業価値の向上につながる設計かを、どの情報に基づいて、どの頻度で審議しているかを書き出してください。

原則4-7(現行4-10)

原則4-2

▶ピラー第6章／シリーズ第4話

根拠(改訂案) 改訂案の原則4-7(現行4-10)は、独立社外取締役が過半数に達しない監査役会設置会社・監査等委員会設置会社における独立した指名委員会・報酬委員会の設置と、プライム市場上場会社の各委員会構成員の過半数独立・開示(現行補充原則4-10①)を原則へ格上げする案です。また原則4-2(3)は、報酬について「中長期的な企業価値の向上につながるよう」を追記する案です。

注記 各委員会構成員の過半数独立は、プライム市場上場会社を対象とする規律(現行補充原則4-10①の格上げ案)であり、全上場会社一律の要件ではありません。改訂案は確定していません。

適用の判定: ☐ 適用 ☐ 非該当(理由:) ☐ 要確認

現状(誰が・どの会議体で・どの情報で・どの頻度で)

所管部署・関係会議体

確認先の資料・規程

宿題(担当・期限)

- A-7** CEOの後継者計画に、取締役会と指名委員会はどの頻度で関与し、候補者の育成状況をどの情報で把握していますか。CEOを解任すべき事情が生じた場合の手続について、どの文書・規程で定め、誰の発議からどの会議体がどの手順で審議する流れになっているかを書き出してください。

原則4-3

▶ピラー第7章／シリーズ第4話

根拠(改訂案) 改訂案の原則4-3(1)は、CEO後継者計画への主体的関与と監督(現行補充原則4-1③)、選解任の公正・透明な実行とCEO解任手続の確立(現行補充原則4-3①～③)を原則本文に格上げする案です。

注記 現行補充原則の格上げであり新設の規律ではありませんが、CEOの選解任は「引き続き重要性が高い」項目として原則に置く案です。改訂案は確定していません。

適用の判定: ☐ 適用 ☐ 非該当(理由:) ☐ 要確認

現状(誰が・どの会議体で・どの情報で・どの頻度で)

所管部署・関係会議体

確認先の資料・規程

宿題(担当・期限)

- A-8** 支配株主を有する場合、支配株主から独立した独立社外取締役の比率(プライム市場上場会社は少なくとも過半数・その他の市場の上場会社は3分の1以上とする案)と、独立性を有する者で構成する特別委員会の設置のどちらで少数株主保護を設計するかを、誰がどの会議体で、どの検討資料に基づいて判断しましたか。支配株主には該当しないものの実質的な支配力を持つ株主を有する場合は、改訂案が「本原則の趣旨に沿った対応を採ることが望ましい」とすることを踏まえ、自社として何を検討したかを書き出してください。

原則4-10(現行4-8)

原則4-10解釈指針

▶ピラー第6章・第7章／シリーズ第4話

根拠(改訂案) 改訂案の原則4-10(現行4-8)は、支配株主を有するプライム市場上場会社に、支配株主から独立した独立社外取締役の過半数選任(その他の市場は3分の1以上)を原則へ格上げし(現行補充原則4-8③前段)、解釈指針で特別委員会の設置による代替と、実質的な支配力を持つ株主を有する会社への趣旨対応に言及する案です。

注記 「過半数」は支配株主を有するプライム市場上場会社を対象とする規律の案であり、全上場会社一律の要件ではありません。実質的な支配力を持つ株主のみを有する会社については、改訂案の解釈指針は「本原則の趣旨に沿った対応を採ることが望ましい」とするにとどまり、比率・特別委員会の枠組みを義務づけるものではありません。支配株主を有しない会社への独立社外取締役過半数の一律要件は今回の公表案には置かれておらず、趣旨説明文書では「いずれは過半数」という指摘が紹介されるにとどまります。該当する株主がいない会社はこの問いの対象外です。特別委員会の設置手続・付議基準・規程整備は法務・総務・取締役会事務局のシートで扱います。

適用の判定: ☐ 適用 ☐ 非該当(理由:) ☐ 要確認

現状(誰が・どの会議体で・どの情報で・どの頻度で)

所管部署・関係会議体

確認先の資料・規程

宿題(担当・期限)

A-9 内部統制・全社リスク管理体制の整備状況(サイバーセキュリティ、経済安全保障を巡る環境変化等によるサプライチェーン途絶・情報流出リスクへの対応を含む)を、取締役会ほどの頻度で議題とし、内部監査部門からの報告を審議・監督にどう用いているか(報告経路そのものの設計・検証は監査役・内部監査のシートで扱います)。有価証券報告書等の開示を取締役会がどう扱っているか(決議・報告のいずれの形式か、どの時期のどの会議か)を、直近1年の議題実績で書き出してください。

[原則4-4\(新設\)](#)[原則4-4解釈指針](#)[原則4-3](#)[▶ ピラー第6章／シリーズ第4話](#)

根拠(改訂案) 改訂案は、内部統制・全社リスク管理体制の整備を独立の原則4-4として新設し(解釈指針にサイバーセキュリティや経済安全保障を巡る環境変化等の地政学的要因によるリスク、内部監査部門の活用を記載)、原則4-3(2)に適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うべきことを規定する案です。

注記 改訂案はパブリックコメント案であり、確定していません。監査日程や内部監査の実務設計は監査役・内部監査のシートで扱い、本問は取締役会の議題設計と監督の角度に限ります。

適用の判定: ☐ 適用 ☐ 非該当(理由:) ☐ 要確認

現状(誰が・どの会議体で・どの情報で・どの頻度で)

所管部署・関係会議体

確認先の資料・規程

宿題(担当・期限)

B CFO・経営企画

このシートで扱う範囲

本シートは、経営資源配分の説明の起案と検証指標の設計、資本コストの把握と経営判断への接続、現預金等の保有合理性の説明、無形資産投資・キャッシュアロケーションの情報集約、事業ポートフォリオと中期経営計画の検証サイクル、政策保有株式（経済合理性の検証・売却申出への対応手続・議決権行使基準の運用）、企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮など、CFO・経営企画が起案・所管する意思決定の実態を書き出す範囲を扱う。同じ改訂でも、取締役会での審議・決定・監督や議題設計の角度は取締役会・指名報酬委員会のシートで、有価証券報告書の総会前提出の工程・監査日程の設計は開示・監査系のシートで、投資家との対話の運営と経営への還流はIRのシートで扱う。本シートは2026年4月公表のパブリックコメント案に基づく現状書き出しのための質問票であり、確定した制度への適合判定や法務意見・投資助言ではありません。

B-1 成長投資（設備・研究開発・人的資本・知的財産等の無形資産への投資等）や事業ポートフォリオの見直しについて「具体的に何を実行するのか」の説明は、現在どの資料（中期経営計画・決算説明資料等）に、誰の起案で書かれているか。また、その配分が経営戦略・経営計画に照らして適切かを事後に検証するための指標・頻度は誰がどのように設計しており、検証結果はどの資料にまとめられているか。

原則4-1

原則4-2

▶ ピラー第4章（成長投資）／シリーズ第2話

根拠（改訂案） 改訂案の原則4-1は、成長の道筋の構築を取締役会の主要な役割・責務と位置づけ、経営資源の配分に関し「具体的に何を実行するのか」の説明を求める案が示されている（現行5-2等の統合）。あわせて原則4-2(2)に「経営資源の配分が経営戦略・経営計画に照らし適切かの不断の検証」を追加する案が示されている。取締役会での審議・監督の角度は取締役会・指名報酬委員会のシートで扱うため、本問は起案と指標設計の角度に絞る。

注記 改訂案は2026年4月公表のパブリックコメント案であり、確定した規範ではない。検証の頻度・指標・手法は改訂案に定めがなく、各社が自社の状況に応じて設計する事項として示されている。

適用の判定： ☐ 適用 ☐ 非該当（理由： ） ☐ 要確認

現状（誰が・どの会議体で・どの情報で・どの頻度で）

所管部署・関係会議体

確認先の資料・規程

宿題（担当・期限）

B-2 現預金等の金融資産や実物資産の保有水準について、その必要性・合理性（運転資金・危機対応・投資の機動性等）を根拠づける説明は、現在どの社内資料・開示物に、どの論拠とデータで書かれているか。その資料は誰が作成・更新し、どの頻度で内容を見直しているか。

原則4-2解釈指針

▶ シリーズ第2話（現預金と経営資源配分）

根拠（改訂案） 改訂案の原則4-2解釈指針に「現預金等の金融資産や実物資産等の経営資源を成長投資等に有効活用できているか」の検証を追加する案が示されている。改訂の趣旨説明文書（案）は、保有の必要性・合理性を説明できる限りにおいて適正な水準の現預金等の保有も経営資源の配分の一環と捉えられる、と付記している。

注記 改訂案は現預金等の削減や株主還元を増加を求めるものではない。問われるのは保有の必要性・合理性の説明であり、残高の水準そのものの適否ではない。解釈指針はコンプライ・オア・エクスプレインの対象外とされる案である。

適用の判定： ☐ 適用 ☐ 非該当（理由： ） ☐ 要確認

現状（誰が・どの会議体で・どの情報で・どの頻度で）

所管部署・関係会議体

確認先の資料・規程

宿題（担当・期限）

- B-3** 自社の資本コストは、誰が・どの方法(算定モデル・前提数値)で・どの頻度で把握しているか。その数値は、収益計画・資本政策の基本方針・個別の投資判断のうち、どの場面のどの資料・判断基準に組み込まれており、算定から経営判断への接続はどの部署・どの工程で行っているか。

原則4-1

▶ ピラー第4章(成長投資)

根拠(改訂案) 資本コストの的確な把握と、それを踏まえた収益計画・資本政策の基本方針、収益力・資本効率等の目標提示を定める現行原則5-2を、改訂案では原則4-1へ統合する案が示されており、株主との対話の章から取締役会の役割・責務の章へ位置づけが移る案となっている。
注記 資本コストの算定手法や水準は改訂案に指定されていない。改訂案は2026年4月公表のパブリックコメント案であり、確定していない。

適用の判定: ☐ 適用 ☐ 非該当(理由:) ☐ 要確認

現状(誰が・どの会議体で・どの情報で・どの頻度で)

所管部署・関係会議体

確認先の資料・規程

宿題(担当・期限)

- B-4** 人的資本・知的財産等の無形資産への投資について、投資額・目的・期待効果を経営戦略と結びつけて説明するための情報は、現状どの部門のどのデータ・資料に分散しているか。また、投資・現預金等の保有・株主還元への資金配分の全体を一つの説明(キャピタルアロケーションの説明等)として仮に組み立てる場合、追加で集約が必要になる情報はどれで、その集約は誰がどの頻度で行える状態にあるか。

原則4-1

原則4-1解釈指針

▶ シリーズ第2話／ピラー第4章

根拠(改訂案) 改訂案の原則4-1本文に成長投資の例示として設備・研究開発・人的資本・知的財産等の無形資産への投資を明記し、解釈指針に知財等無形資産への戦略的な取組みを記載する案が示されている。改訂の趣旨説明文書(案)Ⅱ.1は、経営資源配分の説明に関しキャピタルアロケーションの開示による資本配分の説明を例示している。

注記 無形資産投資の開示様式・項目は改訂案に指定されていない。キャピタルアロケーションの開示は趣旨説明文書(案)の例示であり、義務づけの規定ではない。趣旨説明文書自体も案の段階である。人的資本に関する人事データの管理・提供の実務は人事・サステナビリティ推進のシートで扱い、本問は資金配分全体の説明に必要な情報の集約という角度に限る。

適用の判定: ☐ 適用 ☐ 非該当(理由:) ☐ 要確認

現状(誰が・どの会議体で・どの情報で・どの頻度で)

所管部署・関係会議体

確認先の資料・規程

宿題(担当・期限)

- B-5** 事業ポートフォリオの見直しを判断する基準(撤退・縮小の条件を含む)は、どの文書にどの粒度で明文化されており、誰が起案・更新しているか。また、直近の中期経営計画で未達に終わった項目の原因分析は誰がどの資料で行い、その結果は現行計画・経営資源配分の起案にどのように反映され、株主への説明はどの開示物・場面で行ったか。

原則4-1

原則4-1解釈指針

▶ ピラー第4章(経営サイクルの「検証」)

根拠(改訂案) 改訂案の原則4-1本文に「事業ポートフォリオの見直し等」を経営資源配分の説明対象として明記する案が示され、解釈指針には事業ポートフォリオに関する基本方針・見直しの状況の分かりやすい提示(現行補充原則5-2①の移管)と、中期経営計画へのコミットメント・未達時の原因分析と株主への説明(現行補充原則4-1②の移管)を記載する案が示されている。

注記 解釈指針はコンプライ・オア・エクスプレインの対象外とされる案だが、序文第12項の案は、解釈指針へ移管された記載の重要性が失われたと考えることは適切でないと明記している。改訂案は確定していない。

適用の判定: ☐ 適用 ☐ 非該当(理由:) ☐ 要確認

現状(誰が・どの会議体で・どの情報で・どの頻度で)

所管部署・関係会議体

確認先の資料・規程

宿題(担当・期限)

- B-6** 政策保有株式について、(1)個別銘柄の保有適否を検証する際の経済合理性の判断は、誰が・どの基準(資本コストとの比較の有無と方法を含む)で行い、その結果と縮減の判断はどの資料に記録されているか。(2)政策保有株主から売却等の申出があった場合の対応手続は、どの規程・マニュアルに定められており、受付の窓口はどこで、取引の縮小を示唆する対応をしないことは誰がどのように担保しているか。(3)政策保有株式に係る議決権行使の基準は、誰がどの場面で適用し、その運用状況を誰が点検しているか。

原則1-4

▶ ピラー第7章(見落としやすい改訂論点)

根拠(改訂案) 改訂案の原則1-4は、保有方針・縮減方針の開示、取締役会での保有適否の検証・開示、議決権行使基準の策定・開示という現行本文を維持しつつ、政策保有株主からの売却等の妨害の禁止(現行補充原則1-4①)と経済合理性を十分に検証しない取引の禁止(現行補充原則1-4②)を原則本文へ格上げする案が示されている。

注記 政策保有株式の削減目標や売却時期に関する数値基準は改訂案に示されていない。補充原則1-4①②の格上げは新しい規範を設けるものではなく、現行の補充原則の内容を原則本文へ引き上げる案である。改訂案は確定していない。

適用の判定: ☐ 適用 ☐ 非該当(理由:) ☐ 要確認

現状(誰が・どの会議体で・どの情報で・どの頻度で)

所管部署・関係会議体

確認先の資料・規程

宿題(担当・期限)

- B-7** 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮について、運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの人事面・運営面の取組みは、現在どの部署が所管し、その内容をどの開示物(コーポレートガバナンス報告書等)のどの箇所で開示しているか。企業年金の受益者と会社との間の利益相反は、誰がどの仕組みで管理しているか。また、社内規程・開示物のうち現行原則2-6を参照している箇所はどこにあり、番号が変わる場合の参照更新は誰の担当とするか。

原則2-4(現行2-6)

▶ ピラー第7章(見落としやすい改訂論点)

根拠(改訂案) 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮を定める原則2-4(現行2-6)は、本文の変更なく番号のみを変更する案が示されている。番号変更となる12原則の一つであり、対象原則としては引き続き存続するため、開示物・社内規程の参照番号の更新が実務上の論点になる。

注記 原則2-4(現行2-6)は本文の変更がなく番号のみが変わる案だが、対象原則として存続し、重要性が下がるものではない。番号のみの変更は参照の更新漏れが起きやすい点に留意。改訂案は確定していない。

適用の判定: ☐ 適用 ☐ 非該当(理由:) ☐ 要確認

現状(誰が・どの会議体で・どの情報で・どの頻度で)

所管部署・関係会議体

確認先の資料・規程

宿題(担当・期限)

C IR・開示

このシートで扱う範囲

有価証券報告書の提出時期を含む開示戦略、英文開示・サステナビリティ開示・コーポレートガバナンス報告書の記載体系、株主との対話の設計と経営への還元という、IR・開示部門の意思決定を扱う。同じ論点でも部門の角度で分担する。総会前提出のうち監査日程の確保は監査役・内部監査のシートで、総会日・基準日の設定手続は法務・総務・取締役会事務局のシートで扱う。コーポレートガバナンス報告書については、新旧対応表の作成工程・期限・担当を法務・総務・取締役会事務局のシートに譲り、本シートはエクスプレイン/コンプライ理由の記述戦略とレビュー体制に絞る。相当数の反対があった会社提案議案(原則1-3(新設・現行補充原則1-1①))については、「相当数」の目安設定と集計体制を法務・総務・取締役会事務局のシートに譲り、本シートは分析結果と対応状況の株主への説明設計に絞る。経営資源配分の意思決定そのものはCFO・経営企画のシートで、サステナビリティ基本方針の審議・監督は取締役会・指名報酬委員会のシートで、多様性・人的資本の開示内容は人事・サステナビリティ推進のシートで扱う。本シートは2026年4月公表のパブリックコメント案に基づく現状書き出しのための質問票であり、確定した制度への適合判定や法務意見・投資助言ではありません。

C-1 有価証券報告書を株主総会の開催日前に提出する場合の目標時期を、誰が・どの会議体で・どの情報(株主構成、議決権行使の日程、作成工程の制約)に基づいて決めているか。その検討は、総会日・基準日の設定に関する議論と、どの会議体・どの資料で接続しているか。

原則1-2

原則1-2解釈指針

序文第14項(新設)

▶ ピラー第5章／シリーズ第3話

根拠(改訂案) 改訂案の原則1-2は、株主総会における権利行使に係る環境整備の重要な例として、有価証券報告書の総会開催日前の提出を原則本文に記載する案であり、解釈指針で「総会開催日の3週間以上前の提出が最も望ましい」と、基準日・総会開催日の後ろ倒しも含めた検討に言及している。序文の「当面の留意事項」にも記載され、有報と事業報告等の一本化・監査の一元化等の制度的検討が並行するとされている。

注記 「3週間以上前」は解釈指針が示す「最も望ましい」水準であり、一律の法定期限ではない。解釈指針はコンプライ・オア・エクスプレインの対象外である。改訂案はパブリックコメント案であり、確定した規律ではない。総会日・基準日の設定手続そのものは法務・総務・取締役会事務局のシートで扱う。

適用の判定: ☐ 適用 ☐ 非該当(理由:) ☐ 要確認

現状(誰が・どの会議体で・どの情報で・どの頻度で)

所管部署・関係会議体

確認先の資料・規程

宿題(担当・期限)

C-2 機関投資家との対話で出た指摘や質問を、誰が・どの記録様式で記録し、どの頻度・どの経路で経営陣や取締役会の議題に接続しているか。直近1年間で、対話から経営の検討につながった論点と、件数報告にとどまった論点を、それぞれどの資料・議事録から書き出せるか。

原則1-1(新設)

基本原則1

▶ ピラー第5章／シリーズ第3話

根拠(改訂案) 現行第5章(株主との対話)を第1章に統合する案が示されている。新設原則1-1は、対話申込みへの前向きな対応と方針の開示に加え、株主と行った対話の内容を踏まえ必要に応じて社内情報共有や検討を行うなど適切に対応すべきことを追加する案である。

注記 改訂案はパブリックコメント案であり確定していない。対話規定の第1章への統合は主に現行規定(現行原則5-1等)の移管・格上げであり、対話内容の社内共有・検討が今回の追加部分にあたる。

適用の判定: ☐ 適用 ☐ 非該当(理由:) ☐ 要確認

現状(誰が・どの会議体で・どの情報で・どの頻度で)

所管部署・関係会議体

確認先の資料・規程

宿題(担当・期限)

C-3 対話のテーマに応じた対応者（経営陣、社外取締役を含む取締役、監査役）の選定を、誰が・どの基準と手続で行い、誰が承認しているか。あわせて、対話で提供できる情報とできない情報の線引きや、インサイダー情報・フェア・ディスクロージャー・ルールが適用される重要情報の管理手順を、対話に臨む担当者・役員まで、どの方法・どの頻度で共有しているか。

[原則1-1\(新設\)](#)
[原則1-1解釈指針](#)
[▶ ピラー第5章／シリーズ第3話](#)

根拠(改訂案) 新設原則1-1は、経営陣、社外取締役を含む取締役または監査役が対話に臨むことを基本とする案であり、解釈指針は対話ごとの適切な対応者の選定に言及している。また、対話方針に記載すべき事項（社内連携・フィードバック・インサイダー情報管理等）を定めた現行補充原則5-1②を原則1-1の解釈指針へ移管し、フェア・ディスクロージャー・ルールへの言及を追加する案が示されている。

注記 社外取締役がすべての対話に臨むことを求める趣旨ではなく、解釈指針が示すのは対話ごとの適切な対応者の選定である。フェア・ディスクロージャー・ルールは金融商品取引法上の既存の制度であり、改訂案が新しい義務を加えるものではない。解釈指針はコンプライ・オア・エクスプレインの対象外であり、改訂案は確定していない。

適用の判定: ☐ 適用 ☐ 非該当 (理由:) ☐ 要確認

現状(誰が・どの会議体で・どの情報で・どの頻度で)

所管部署・関係会議体

確認先の資料・規程

宿題(担当・期限)

C-4 英語で開示・提供する書類の範囲と提供時期を、自社の海外投資家等の比率などどのデータに基づいて、誰が・どの会議体で決めているか。招集通知の英訳（原則1-2解釈指針(iii)へ移す案が示されている現行補充原則1-2④前段）も含め、日本語開示との時間差や範囲の差を、どの会議で・どの頻度で点検しているか。

[原則3-2\(新設\)](#)
[原則1-2解釈指針\(iii\)](#)
[▶ ピラー第7章／シリーズ第1話](#)

根拠(改訂案) 英文開示を新設原則3-2として独立させ、海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲で英語での情報の開示・提供を進めるべきとする案が示されている。プライム市場上場会社の英文開示義務に関する現行の記載は、上場規程との重複を理由に削除する案である。招集通知の英訳（現行補充原則1-2④前段）は原則1-2解釈指針(iii)へ移管する案が示されている。

注記 プライム市場に関する記載の削除は上場規程で既に義務化されていることによる重複の整理であり、英文開示が不要になったという意味ではない（序文第12項は、移管・削除された記載の重要性が失われたと考えることは適切でないとする）。改訂案はパブリックコメント案であり確定していない。

適用の判定: ☐ 適用 ☐ 非該当 (理由:) ☐ 要確認

現状(誰が・どの会議体で・どの情報で・どの頻度で)

所管部署・関係会議体

確認先の資料・規程

宿題(担当・期限)

C-5 有価証券報告書のサステナビリティ開示、コーポレートガバナンス報告書、統合報告書等の任意開示の間で、記載の役割分担と整合を、誰が・どの工程で設計しているか。取締役会が策定するサステナビリティ基本方針と各開示物の記述との対応関係を、どの資料・どの確認工程で突き合わせているか。

[原則4-5\(新設\)](#)
[原則4-5解釈指針](#)
[序文第12項\(新設\)](#)
[▶ ピラー第7章／シリーズ第1話](#)

根拠(改訂案) サステナビリティ規定を新設原則4-5（取締役会の役割・責務の章）に集約し、解釈指針の言及をSDGs・TCFDからISSB（国際サステナビリティ基準審議会）基準へ時点更新する案が示されている。プライム市場のTCFD開示に関する現行の記載は、有価証券報告書の開示事項との重複を理由に削除する案である。

注記 TCFD開示に関する記載の削除は有価証券報告書との重複整理であり、序文第12項は、削除・移管された記載の重要性が失われたと考えることは適切でないとする。ISSB基準への言及は解釈指針（コンプライ・オア・エクスプレインの対象外）に置かれている。改訂案は確定していない。サステナビリティ基本方針の審議・監督そのものは取締役会・指名報酬委員会のシートで扱う。

適用の判定: ☐ 適用 ☐ 非該当 (理由:) ☐ 要確認

現状(誰が・どの会議体で・どの情報で・どの頻度で)

所管部署・関係会議体

確認先の資料・規程

宿題(担当・期限)

C-6 決算説明資料・中期経営計画・統合報告書・対話用資料の間で、成長投資・資産の保有・株主還元の説明が同じ戦略から一貫しているかを、誰が・どの段階で確認しているか。作成部署が分かれる中で、開示物ごとの記述の食い違いを、どの工程で発見し、誰がどう調整しているか。

原則4-1

原則4-2

▶ ピラー第4章／シリーズ第2話

根拠(改訂案) 改訂案の原則4-1は、成長投資や事業ポートフォリオの見直し等の経営資源の配分に関し「具体的に何を実行するのか」の説明を、原則4-2はその不断の検証を、取締役会の役割・責務として明記する案であり、有識者会議の趣旨説明文書はキャピタルアロケーションの開示による資本配分の説明を例示している。

注記 改訂案は現預金の削減や株主還元の拡大を一律に求めるものではない。趣旨説明文書は、保有の必要性・合理性を説明できる限り、適正な水準の現預金等の保有も経営資源の配分の一環と捉えられるとする。改訂案はパブリックコメント案であり確定していない。経営資源配分の意思決定そのものはCFO・経営企画のシートで扱う。

適用の判定: ☐ 適用 ☐ 非該当 (理由:) ☐ 要確認

現状(誰が・どの会議体で・どの情報で・どの頻度で)

所管部署・関係会議体

確認先の資料・規程

宿題(担当・期限)

C-7 コンプライ・オア・エクスプレインの対象が基本原則と原則の二層に変わる案を前提に、エクスプレインを選ぶ場合の理由の記述方針(ひな型ではない自社の言葉で何をどこまで書くか)と、コンプライを選ぶ場合の理由説明の扱いを、誰が起案し、どの会議体でレビューする体制になっているか。改訂案どおり2027年7月末日提出となった場合の逆算で、自社では記述方針の決定・関係部署への照会・レビュー・承認のうち、どの工程が最も長くなるか。

序文第5～9項(新設)

序文第11～12項(新設)

▶ ピラー第3章／シリーズ第6話

根拠(改訂案) 補充原則の階層を廃止して規範を基本原則＋原則の二層に再編し、コンプライ・オア・エクスプレインの対象範囲が変わる案が示されている。序文は、「ひな型」的な表層的説明が趣旨に反し「丁寧なエクスプレイン」が求められること、コンプライの場合も理由の説明が望ましいことを明記している。

注記 「2027年7月末日」は、東京証券取引所が2026年4月10日に公表したパブリックコメント資料(制度要綱・「コーポレートガバナンス報告書の更新について」)が示す案上の期限であり、確定した制度ではない(改訂自体は2026年7月を目途に実施する案)。パブリックコメントの結果により変わり得る。記述戦略の検討はコード上の義務ではなく、エクスプレインの質を高めるための実務確認である。

適用の判定: ☐ 適用 ☐ 非該当 (理由:) ☐ 要確認

現状(誰が・どの会議体で・どの情報で・どの頻度で)

所管部署・関係会議体

確認先の資料・規程

宿題(担当・期限)

C-8 株主総会で相当数の反対があった会社提案議案について、反対理由と原因の分析結果および対応状況を、株主に対してどの媒体(コーポレートガバナンス報告書、株主総会での説明、対話、自社ウェブサイト等)・どのタイミングで説明するかを、誰が・どの会議体で設計しているか。その説明内容を、翌年の招集通知や対話用資料へどの工程で反映しているか。

原則1-3(新設)

原則1-3解釈指針

▶ ピラー第3章／シリーズ第1話

根拠(改訂案) 相当数の反対票が投じられた会社提案議案の原因分析・対応検討を定めた現行補充原則1-1①を新設原則1-3に格上げし、解釈指針に分析結果・対応状況の株主への説明を例示として追加する案が示されている。

注記 分析結果・対応状況の株主への説明は解釈指針の例示であり(解釈指針はコンプライ・オア・エクスプレインの対象外)、一律の開示義務を定めるものではない。「相当数」の数値基準は改訂案に示されておらず、その目安設定と集計体制は法務・総務・取締役会事務局のシートで扱う。改訂案はパブリックコメント案であり確定していない。

適用の判定: ☐ 適用 ☐ 非該当 (理由:) ☐ 要確認

現状(誰が・どの会議体で・どの情報で・どの頻度で)

所管部署・関係会議体

確認先の資料・規程

宿題(担当・期限)

D 人事・サステナビリティ推進

このシートで扱う範囲

本シートは、人事・サステナビリティ推進部門が所管する実務の現状を書き出す範囲として、中核人材の登用等における多様性の確保（考え方と自主的かつ測定可能な目標の決定・進捗把握・関連方針と併せた開示の実務）、人的資本への投資と適切な分配およびサプライチェーンにおける適正な価格転嫁の方針の所管、行動準則の実践状況のレビュー、人的資本投資を経営戦略と結びつけて説明するための人事データの整備・集約、取締役・監査役の研究の企画・運営を扱う。同じ論点でも、開示資料の記載戦略・開示物間の整合はIR・開示シートで、取締役会の議題設計・監督の在り方（サステナビリティ基本方針の審議・監督を含む）は取締役会・指名報酬委員会シートで扱う。本シートは2026年4月公表のパブリックコメント案に基づく現状書き出しのための質問票であり、確定した制度への適合判定や法務意見・投資助言ではありません。

D-1 中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方と「自主的かつ測定可能な目標」は、現在誰がどの会議体の審議を経て決定し、目標に対する進捗は誰がどのデータで把握しているか。また、人材育成方針・社内環境整備方針の実施状況とは、どの開示資料の中でどのように併せて示しているか。

原則2-2(現行2-4)

▶ ビラー第7章(見落としやすい改訂論点)

根拠(改訂案) 改訂案では、多様性の確保に関する現行原則2-4と補充原則2-4①を原則2-2へ格上げし、ジェンダー・国際性・経歴(中途採用を含む)・年齢・文化的背景やこれらに限られない観点からの、中核人材の登用等における多様性確保の考え方と自主的かつ測定可能な目標の決定・状況の開示に加え、人材育成方針・社内環境整備方針の実施状況と併せた開示を原則本文に定める案が示されている。

注記 改訂案は2026年4月公表のパブリックコメント案であり、確定した規範ではない。目標の水準や数値は案が指定するものではなく、「自主的かつ測定可能な目標」を各社が自ら定める枠組みである。ジェンダー・国際性・経歴・年齢・文化的背景は例示であり、これらに限られない観点によることが明記されている。なお、登用の理由・観点に関する記述は解釈指針へ移す案であり、解釈指針はコンプライ・オア・エクスプレインの対象外とされる。

適用の判定: ☐ 適用 ☐ 非該当(理由:) ☐ 要確認

現状(誰が・どの会議体で・どの情報で・どの頻度で)

所管部署・関係会議体

確認先の資料・規程

宿題(担当・期限)

D-2 人的資本への投資とその適切な分配、および取引先との公正・適正な取引(サプライチェーンにおける適正な価格転嫁を含む)に関する自社の方針は、それぞれ誰(どの部署・担当役員)が所管し、実施の状況はどの会議体で、どの頻度・どの資料により確認しているか。

基本原則2解釈指針

▶ ビラー第7章(見落としやすい改訂論点)

根拠(改訂案) 改訂案では、基本原則2の解釈指針(現行の「考え方」を改称)に、人的資本への投資等や適切な分配、取引先との公正・適正な取引(サプライチェーンにおける適正な価格転嫁を含む)を追記する案が示されている。

注記 解釈指針はコンプライ・オア・エクスプレインの対象外とされる案である。分配や価格転嫁の具体的な水準・基準は改訂案に示されておらず、特定の水準を正解とするものではない。改訂案は確定していない。

適用の判定: ☐ 適用 ☐ 非該当(理由:) ☐ 要確認

現状(誰が・どの会議体で・どの情報で・どの頻度で)

所管部署・関係会議体

確認先の資料・規程

宿題(担当・期限)

D-3 会社の行動準則の実践状況のレビューは、誰が・どの頻度で・どの情報をもとに行い、その結果は取締役会にどの議題・どの資料として報告しているか。形式的な遵守確認にとどまらないために、レビューの設計上どのような工夫を置いているか。

基本原則2解釈指針(現行原則2-2・補充原則2-2①の移管)

▶ ピラー第7章(見落としやすい改訂論点)

根拠(改訂案) 改訂案では、行動準則の策定・実践と、取締役会が策定・改訂の責務を負い事業活動の第一線への浸透・遵守を図るべきことが、基本原則2の解釈指針に置かれる案が示されている(現行原則2-2・補充原則2-2①の統合・整理)。現行補充原則2-2①にある実践状況の定期的なレビューや「形式的な遵守確認に終始しない」という文言は、公表案の解釈指針には残っていない。

注記 実践状況の定期的なレビューは現行コード(補充原則2-2①)に基づく実務であり、公表案には明文の記載が残らない案のため、本問は現行コードの趣旨を踏まえた任意の実務確認です。序文第12項は、解釈指針へ移管・削除された記載の重要性が失われたと考えることは適切でないとして明記する案であり、移管は行動準則の重要性の喪失を意味しません。解釈指針はコンプライ・オア・エクスプレインの対象外とされる案であり、改訂案は確定していません。

適用の判定: ☐ 適用 ☐ 非該当(理由:) ☐ 要確認

現状(誰が・どの会議体で・どの情報で・どの頻度で)

所管部署・関係会議体

確認先の資料・規程

宿題(担当・期限)

D-4 人的資本への投資について、投資額・目的・期待効果を経営戦略と結びつけて説明する際の基礎となる人事データは、現在どの部署がどのシステム・資料で管理し、経営企画・財務部門へどの頻度・どの形式で提供できる状態にあるか。集約できていない領域はどこか。

原則4-1

▶ ピラー第4章(成長投資)／シリーズ第2話

根拠(改訂案) 改訂案の原則4-1は、現行原則5-2等を統合し、成長投資の例示として設備・研究開発とともに人的資本・知的財産等の無形資産への投資を明記した上で、経営資源の配分に関し「具体的に何を実行するのか」の説明を求める案が示されている。

注記 人的資本投資の開示様式やデータ項目は改訂案に指定がない。本問は人事側のデータの整備・集約の角度であり、投資額と経営戦略を結びつけた説明の起案はCFO・経営企画シートで、開示資料への記載戦略はIR・開示シートで扱う。改訂案は確定していない。

適用の判定: ☐ 適用 ☐ 非該当(理由:) ☐ 要確認

現状(誰が・どの会議体で・どの情報で・どの頻度で)

所管部署・関係会議体

確認先の資料・規程

宿題(担当・期限)

D-5 取締役・監査役の就任時・就任後における、会社の事業・財務・組織等に関する知識習得の機会の提供・斡旋や費用の支援は、誰(どの部署)が企画・運営し、年間のどの時期にどのような内容で実施しているか。また、研鑽の方針は現在どの文書に記載しているか。

原則4-15(現行4-14)

▶ ピラー第6章／シリーズ第4話

根拠(改訂案) 改訂案では、現行原則4-14「取締役・監査役のトレーニング」を原則4-15「取締役・監査役の研鑽」へ改称・番号変更し、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識の習得(現行補充原則4-14①)と研鑽の方針についての開示(現行補充原則4-14②)を原則本文へ格上げする案が示されている。

注記 研鑽の具体的な手法・回数・費用の水準は改訂案に定めがない。改訂案は2026年4月公表のパブリックコメント案であり、確定した規範ではない。

適用の判定: ☐ 適用 ☐ 非該当(理由:) ☐ 要確認

現状(誰が・どの会議体で・どの情報で・どの頻度で)

所管部署・関係会議体

確認先の資料・規程

宿題(担当・期限)

E 法務・総務・取締役会事務局

このシートで扱う範囲

このシートは、コード構造再編に伴うコーポレートガバナンス報告書の新旧対応表の作成工程、解釈指針の参照方針、株主総会の日程・基準日・招集通知・議決権行使環境の工程設計、反対議案の「相当数」の目安設定と議決権行使結果の集計体制、削除される旧原則の趣旨の引き継ぎ先確認、支配株主下の特別委員会の手続整備、内部通報、取締役会事務局の運営体制を扱います。同じ論点でも、エクスプレイン／コンプライ理由の記述戦略や反対議案の分析結果の株主への説明設計はIR・開示シート、監査日程の確保や内部監査の報告体制は監査役・内部監査シート、支配株主下の設計判断（独立社外取締役の構成で確保するか特別委員会で確保するか）の主体や取締役会の構成・実効性評価は取締役会・指名報酬委員会シート、取締役・監査役の研鑽の企画運営は人事・サステナビリティ推進シートで扱います。ここでは、手続・工程・規程・会議体設計を誰がどの情報で決めているかという角度に絞ります。本シートは2026年4月公表のパブリックコメント案に基づく現状書き出しのための質問票であり、確定した制度への適合判定や法務意見・投資助言ではありません。

E-1 改訂案では、規範が基本原則と原則の二層になり、補充原則の階層がなくなる案が示されています。現行のコーポレートガバナンス報告書の記載との対応は、東京証券取引所がパブリックコメント資料「コーポレートガバナンス報告書の更新について」で示す現行開示項目と改訂案の対応を起点に確認できます。この公式の対応を起点に、公式表だけでは判断できない自社固有の記載（参照URLで飛ばしている記載・任意記載・部門横断の記載等）をどの部署の誰が特定するか、改訂案どおり2027年7月末日提出となった場合の逆算でどの工程（棚卸し・起案・レビュー・機関決定）が最長になると見込むか、完成した対応の確認をどの会議体で行うかを書き出してください。

序文第8項（新設）

序文第11項・第12項（新設）

横断的変更（補充原則の再整理：新設原則7・削除原則5・番号変更12を含む規定単位82箇所）

▶ ピラー第3章・第9章／シリーズ第6話

根拠（改訂案） 補充原則の階層が再整理され、コンプライ・オア・エクスプレインの対象が「基本原則＋原則」に変わる案が示されている（対象範囲は市場区分により異なる。プライム・スタンダード市場は基本原則＋原則、グロース市場は基本原則のみが対象となる案）。改訂の趣旨説明文書（第3回参考資料1）は「遅くとも2027年7月まで」の提出を「考えられる」としていたが、その後、東京証券取引所が2026年4月10日に公表したパブリックコメント資料（制度要綱・「コーポレートガバナンス報告書の更新について」）では、改訂を踏まえた報告書の提出期限を2027年7月末日とする案が示されている。

注記 「2027年7月末日」は、東京証券取引所が2026年4月10日に公表したパブリックコメント資料（制度要綱・「コーポレートガバナンス報告書の更新について」）が示す案上の期限であり、確定した制度ではない（改訂自体は2026年7月を目途に実施する案）。パブリックコメントの結果により変わり得る。エクスプレイン／コンプライ理由の記述戦略とレビュー体制はIR・開示シートで扱う。

適用の判定：☐ 適用 ☐ 非該当（理由： ） ☐ 要確認

現状（誰が・どの会議体で・どの情報で・どの頻度で）

所管部署・関係会議体

確認先の資料・規程

宿題（担当・期限）

E-2 解釈指針（コンプライ・オア・エクスプレインの対象外とする案が示されているもの）を、コーポレートガバナンス報告書の起案や社内規程の見直しでどう参照するか。「対象外だから参照しない」「事実上の義務として全て取り込む」の二択ではない自社の参照方針（参照した項目・参照しなかった項目とその判断根拠を社内記録する運用。コードが対外説明を求めるものではなく、本シートの実務提案です）を、誰が起案し、どの会議体で定め、どの文書（開示方針・規程管理の定め等）に書き込むかを書き出してください。

序文第9項（新設）

序文第12項（新設）

▶ ピラー第3章・第8章（証拠ボックス）／シリーズ第1話

根拠（改訂案） 序文第9項は、解釈指針がコンプライ・オア・エクスプレインの対象外である一方、原則の背景となる考え方・目的やベストプラクティス等を含み、参照しつつ対応することが期待されるとする。序文第12項は、解釈指針へ移管・削除された記載の重要性が失われたと考えることは適切でないと明記する（いずれも改訂案の序文）。

注記 有識者会議では解釈指針の位置づけを巡り最後まで意見が分かれたとされ、「本コードの一部をなす」との一文は公表案の序文に置かれていない（第3回会議の座長総括および公表案序文の照合による）。解釈指針の扱いはパブリックコメントの結果により変わり得る。

適用の判定：☐ 適用 ☐ 非該当（理由： ） ☐ 要確認

現状（誰が・どの会議体で・どの情報で・どの頻度で）

所管部署・関係会議体

確認先の資料・規程

宿題（担当・期限）

E-3 有価証券報告書の株主総会開催日前の提出を原則1-2本文に記載する案が示されています。これを前提に置いた場合、自社の基準日・総会開催日・招集通知発送の現行工程のどこに制約が生じるか(監査日程に生じる制約の逆算は監査役・内部監査シートで扱います)、基準日や総会開催日の後ろ倒しを含めた検討を行う場合の論点整理をどの部署が主管し、経理・監査・IRの各部門とどの会議体・どの頻度で擦り合わせるかを書き出してください。

原則1-2

原則1-2解釈指針

序文第14項(新設)

▶ ピラー第5章／シリーズ第3話

根拠(改訂案) 原則1-2に有価証券報告書の総会開催日前の提出を記載し、解釈指針で「総会開催日の3週間以上前の提出が最も望ましい」「基準日・総会開催日の後ろ倒しも含めて検討」と補足する案が示されている。序文の当面の留意事項は、監査の一元化や有報記載事項の整理といった制度的検討が並行することを明記する。

注記 「3週間以上前」は義務ではなく、解釈指針が示す「最も望ましい」水準。序文は、現行実務では必ずしも容易でないとの認識と、制度的検討が並行することを併記している。監査日程の逆算の詳細は監査役・内部監査シート、開示内容・投資家向け説明の設計はIR・開示シートで扱う。

適用の判定: ☐ 適用 ☐ 非該当(理由:) ☐ 要確認

現状(誰が・どの会議体で・どの情報で・どの頻度で)

所管部署・関係会議体

確認先の資料・規程

宿題(担当・期限)

E-4 招集通知の早期発送・発送前の電子公表、議決権電子行使の環境整備、実質株主(信託銀行等名義で保有する機関投資家)の議決権行使希望への対応は、現在それぞれ誰の判断でどの水準に設定され、どの規程・マニュアルに根拠があるかを書き出してください。あわせて、原則本文への格上げ(プライム市場上場会社の議決権電子行使プラットフォーム・総会関連日程の適切な設定)と解釈指針への移管で扱いが分かれる案が確定した場合の報告書上の記載方針を、誰がどの会議体で決めるかを書き出してください。

原則1-2

原則1-2解釈指針(ii)(iii)(iv)

▶ ピラー第5章／シリーズ第3話

根拠(改訂案) 原則1-2の再編案では、プライム市場上場会社の議決権電子行使プラットフォームと総会関連日程の適切な設定を原則本文へ格上げし、招集通知の早期発送・発送前電子公表を解釈指針(ii)へ、議決権電子行使の環境整備を解釈指針(iii)へ、実質株主の議決権行使希望への対応を解釈指針(iv)へ移管するとされている。

注記 解釈指針へ移管される項目はコンプライ・オア・エクスプレインの対象外とする案だが、序文第12項により移管・削除された記載の重要性が失われたと考えることは適切でないとされる。電子行使プラットフォームの規律はプライム市場上場会社を対象とする規定であり、全上場会社一律ではない。招集通知の英訳を含む英文開示はIR・開示シートで扱う。

適用の判定: ☐ 適用 ☐ 非該当(理由:) ☐ 要確認

現状(誰が・どの会議体で・どの情報で・どの頻度で)

所管部署・関係会議体

確認先の資料・規程

宿題(担当・期限)

E-5 株主総会で相当数の反対があった会社提案議案について原則を新設する案(原則1-3)が示されています。自社では「相当数」に当たるかを判断する目安を誰がどの情報に基づいて設定し、議決権行使結果の集計をどの部門がどの情報(議決権行使書・電子行使の集計結果等)で行い、反対理由・原因の分析に必要なデータをどのタイミングでどの会議体へ報告する体制かを書き出してください。

原則1-3(新設)

原則1-3解釈指針

▶ ピラー第3章／シリーズ第1話

根拠(改訂案) 現行補充原則1-1①を格上げして原則1-3を新設する案が示されている。反対理由・反対票が多くなった原因の分析に加え、株主の権利の確保に資する適切な対応を求める内容とされ、解釈指針には分析結果・対応状況の株主への説明を例示として追加する案が示されている。

注記 「相当数」の数値基準は改訂案に示されておらず、目安の設定は各社の判断に委ねられる。分析結果・対応状況の株主への説明の設計はIR・開示シートで扱う。改訂案はパブリックコメント案の段階であり、確定した制度ではない。社内目安の設定自体もコード上の義務ではなく、分析運用を安定させるための任意の実務確認である。

適用の判定: ☐ 適用 ☐ 非該当(理由:) ☐ 要確認

現状(誰が・どの会議体で・どの情報で・どの頻度で)

所管部署・関係会議体

確認先の資料・規程

宿題(担当・期限)

E-6 旧原則1-5(買収防衛策)・1-6(株主の利益を害する可能性のある資本政策)・1-7(関連当事者間の取引)を削除し、趣旨を基本原則1解釈指針(少数株主の利益への配慮等)と原則4-3(3)(関連当事者取引の手続設定・枠組み開示・監視)へ引き継ぐ案が示されています。この引き継ぎ先を、どの部署が原典(見え消し版等)と照合して特定し、買収への対応方針・大規模な希釈化を伴う資本政策・関連当事者間の取引を審議する自社のどの規程・付議基準・手続に反映するか、その検討をどの会議体で行うかを書き出してください。

[基本原則1解釈指針](#)[原則4-3\(3\)](#)[▶ ピラー第7章／シリーズ第1話](#)

根拠(改訂案) 旧原則1-5～1-7は法令等との重複を理由に削除する案が示され、趣旨は基本原則1解釈指針(少数株主の利益への配慮・支配株主の少数株主保護等)へ、関連当事者取引の手続設定・枠組み開示・監視は原則4-3(3)へ引き継ぐとされている。

注記 削除の理由は法令等との重複とされ、序文第12項により重要性の喪失を意味しないとされる。会社法・金商法・上場規程上の既存の義務は改訂案の帰趨と関係なく存続する。本問は引き継ぎ先の特定と反映先の現状の書き出しを求めるものであり、個社の適法性判断を行うものではない。

適用の判定: ☐ 適用 ☐ 非該当(理由:) ☐ 要確認

現状(誰が・どの会議体で・どの情報で・どの頻度で)

所管部署・関係会議体

確認先の資料・規程

宿題(担当・期限)

E-7 支配株主を有する場合に、支配株主と少数株主の利益が相反する重要な取引・行為を審議・検討する仕組みとして、独立性を有する者で構成する特別委員会を設置する場合の設置手続(設置根拠となる規程・委員の選任基準と選任手続)・付議基準(どの取引・行為を諮問するか)・答申の取締役会での取扱いを、誰が起案し、どの規程に定め、どの会議体で決定する段取りかを書き出してください。

[原則4-10\(現行4-8\)](#)[原則4-10解釈指針](#)[▶ ピラー第6章・第7章／シリーズ第4話](#)

根拠(改訂案) 現行補充原則4-8③を再編し、原則4-10(現行4-8)に支配株主から独立した独立社外取締役の選任比率を格上げして規定するとともに、解釈指針に代替としての特別委員会の設置と、実質的な支配力を持つ株主を有する会社への趣旨対応を記載する案が示されている。

注記 「過半数」の規律は支配株主を有するプライム市場上場会社を対象とする案であり(その他の市場は3分の1以上)、全上場会社への一律の要件ではない。支配株主には該当しないものの実質的な支配力を持つ株主を有する会社は、改訂案の解釈指針上「本原則の趣旨に沿った対応を採ることが望ましい」とされるにとどまるため、特別委員会は義務ではなく設計の選択肢として検討する。独立社外取締役の構成で確保するか特別委員会で確保するか設計判断の主体は取締役会・指名報酬委員会シートで扱い、本問は手続・規程整備の現状に絞る。改訂案はパブリックコメント案の段階であり、確定した制度ではない。

適用の判定: ☐ 適用 ☐ 非該当(理由:) ☐ 要確認

現状(誰が・どの会議体で・どの情報で・どの頻度で)

所管部署・関係会議体

確認先の資料・規程

宿題(担当・期限)

E-8 内部通報について、経営陣から独立した窓口の設置や情報提供者の秘匿・不利益取扱いの禁止が自社のどの規程で担保され、運用状況を誰がどの頻度で取締役会に報告し監督を受けているかを書き出してください。あわせて、原則番号を変更する案(現行2-5→改訂案2-3)が確定した場合に備え、社内規程・報告書の参照箇所の洗い出しをどの部署の担当とするかを書き出してください。

[原則2-3\(現行2-5\)](#)[原則2-3解釈指針](#)[▶ ピラー第3章／シリーズ第1話](#)

根拠(改訂案) 現行原則2-5を原則2-3へ番号変更し、体制整備を実現する責務と運用状況の監督を整理する案が示されている。経営陣から独立した窓口の設置、情報提供者の秘匿と不利益取扱い禁止の規律といった観点は解釈指針へ移管するとされている。

注記 窓口の独立性や情報提供者の秘匿等の観点は解釈指針へ移管する案であり、序文第12項により重要性の低下を意味しないとされる。改訂案は内部通報に関する新たな義務を確定させるものではなく、既存の法令上の義務は改訂案の帰趨と関係なく存続する。

適用の判定: ☐ 適用 ☐ 非該当(理由:) ☐ 要確認

現状(誰が・どの会議体で・どの情報で・どの頻度で)

所管部署・関係会議体

確認先の資料・規程

宿題(担当・期限)

E-9 取締役会事務局（コーポレートセクレタリー等）の人員・専門性・体制を、取締役会・各委員会の役割・責務からどのように逆算して設計しているか。議題設定・年間スケジュール・資料の事前配布・審議時間の確保を誰が決め、独立社外取締役間の情報交換・認識共有の場や、独立社外取締役が議長を務める場合の支援を含む能動的な会議体運営をどの部署が所管しているか、現状の分掌を書き出してください。

[原則4-14 \(現行4-12・4-13\)](#) [原則4-14解釈指針](#) [原則4-12 \(新設\)](#) ▶ [ピラー第6章／シリーズ第4話](#)

根拠(改訂案) 原則4-14 (現行4-12・4-13を統合)「審議の活性化等」の解釈指針に、取締役会事務局（コーポレートセクレタリー等）の機能強化、会議体の役割・責務に照らした能動的な運営、独立社外取締役が議長の場合等に事務局機能が特に大きくなる旨を追記する案が示されている。独立社外者のみの会合等による情報交換・認識共有の体制整備は原則4-12 (新設) へ格上げする案である。

注記 事務局の機能強化は解釈指針への追記であり、コンプライ・オア・エクスプレインの対象ではなく、特定の体制を義務づけるものでもない。改訂の趣旨説明文書では、一定の場合には独立社外取締役が議長を務めることで取締役会の役割がより実効的に果たされるとの指摘が紹介されている。改訂案はパブリックコメント案の段階であり、確定した制度ではない。

適用の判定: ☐ 適用 ☐ 非該当 (理由: _____) ☐ 要確認

現状 (誰が・どの会議体で・どの情報で・どの頻度で)

所管部署・関係会議体

確認先の資料・規程

宿題 (担当・期限)

F 監査役・内部監査

このシートで扱う範囲

本シートは、監査役(会)・監査等委員会等の監査機関と内部監査部門を対象に、報告経路・監査日程・会計監査人との連携・リスク管理の検証・監査機関の構成という意味決定の実態を書き出すための質問を扱う。有価証券報告書の株主総会前提出は監査日程・監査体制の確保という角度に絞り、開示戦略や投資家対応はIR・開示のシートに、取締役会の構成・スキル・実効性評価は取締役会・指名報酬委員会のシートに譲る(監査役の財務・会計知見は、選任状況の確認という監査機関側の実務として本シートで扱う)。監査役会設置会社以外の機関設計の会社は、序文の読替えの考え方(第10項)に沿って自社の監査機関に読み替えて用いる。本シートは2026年4月公表のパブリックコメント案に基づく現状書き出しのための質問票であり、確定した制度への適合判定や法務意見・投資助言ではありません。

F-1 内部監査部門の監査結果が取締役会・監査役会に届く経路は、経営陣を経由する報告のほかに、現状どのような形で設けられているか。その経路では、誰が・どの頻度で・どの会議体に報告し、経営陣に不利な指摘が加工されずに届くことをどの事実で確認しているか。

[原則4-4\(新設\) 解釈指針](#)[原則4-14\(現行4-12\) 解釈指針](#)[▶ ピラー第6章／シリーズ第4話](#)

根拠(改訂案) 改訂案は、内部監査部門と取締役会・監査役会の連携(直接報告の仕組み等。現行補充原則4-13③)を原則4-14(現行4-12)の解釈指針に、内部監査部門の活用・運用状況の監督(現行補充原則4-3④)を原則4-4(新設)の解釈指針に置く案を示しており、内部監査の報告経路を取締役会の機能を支える基盤として位置づけ直す構成になっている。

注記 直接報告の仕組みは解釈指針に置かれた例示であり、コンプライ・オア・エクスプレインの対象ではない。改訂案はパブリックコメント案であり確定していない。

適用の判定: ☐ 適用 ☐ 非該当(理由:) ☐ 要確認

現状(誰が・どの会議体で・どの情報で・どの頻度で)

所管部署・関係会議体

確認先の資料・規程

宿題(担当・期限)

F-2 サイバーセキュリティや、経済安全保障を巡る環境変化に伴うサプライチェーン途絶・情報流出のリスクは、自社の内部監査計画と監査役監査のどこに位置づけられているか。これらの体制整備を、誰が・どの会議体で・どの情報に基づいて検証しているか。

[原則4-4\(新設\)](#)[原則4-4 解釈指針](#)[▶ ピラー第6章／シリーズ第4話](#)

根拠(改訂案) 改訂案は「取締役会は、内部統制や全社的リスク管理体制を適切に整備すべきである」を独立の原則4-4として新設し、その解釈指針にサイバーセキュリティリスクや地政学的要因によるサプライチェーン途絶リスク・情報流出リスクへの対応を追加する案を示している。

注記 サイバーセキュリティ・経済安全保障等は解釈指針に挙げられた考慮の例であり、個別の対応義務を列挙したものではない。改訂案はパブリックコメント案であり確定していない。

適用の判定: ☐ 適用 ☐ 非該当(理由:) ☐ 要確認

現状(誰が・どの会議体で・どの情報で・どの頻度で)

所管部署・関係会議体

確認先の資料・規程

宿題(担当・期限)

F-3 仮に有価証券報告書を株主総会開催日前に提出するとした場合、期末監査・内部統制監査・監査役会の監査報告の各日程は現状から何日動くか。その逆算を誰が行い、会計監査人・経理・総務とどの場で協議し、どの会議体で日程案を判断しているか。

原則1-2

原則1-2解釈指針

序文第14項(新設)

▶ ピラー第5章／シリーズ第3話

根拠(改訂案) 改訂案は原則1-2の本文に有価証券報告書の株主総会開催日前の提出を記載し、解釈指針で「総会開催日の3週間以上前の提出が最も望ましい」とことと基準日・総会開催日の後ろ倒しを含めた検討に言及する案を示している。序文の当面の留意事項(第14項)は、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の一元化等の制度的検討が並行するとしている。

注記 「3週間以上前」は解釈指針が示す「最も望ましい」水準であり、一律の法定期限や義務ではない。有識者会議では監査実務への負荷集中を懸念する意見も示されており、IR・開示シートの扱う開示戦略とは別に、監査日程の実現可能性として確認する。改訂案はパブリックコメント案であり確定していない。

適用の判定: ☐ 適用 ☐ 非該当(理由:) ☐ 要確認

現状(誰が・どの会議体で・どの情報で・どの頻度で)

所管部署・関係会議体

確認先の資料・規程

宿題(担当・期限)

F-4 会計監査人の選定・評価の基準は、どの文書に・どの項目立てで定められ、直近ではいつ・誰が見直したか。十分な監査時間の確保、CEO・CFOへのアクセス、監査役・内部監査部門・社外取締役との連携、不正発見時の対応体制を、誰が・どの情報で・どの頻度で確認しているか。

原則3-3(現行3-2)

原則3-3解釈指針(i)～(vi)

▶ ピラー第7章／シリーズ第4話

根拠(改訂案) 現行補充原則3-2①②(監査役会による選定・評価基準の策定と独立性・専門性の確認、監査時間確保、経営陣へのアクセス、監査役等との連携、不正発見時の対応体制)は、番号変更後の原則3-3(現行3-2)「会計監査人」の解釈指針に(i)～(vi)として整理・移管する案が示されている。解釈指針(v)は、会計監査人と監査役(監査役会への出席を含む)、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保を挙げる。

注記 解釈指針への移管は重要性の喪失を意味しないと序文第12項が明記している。呼称を「外部会計監査人」から「会計監査人」に改める案である。改訂案はパブリックコメント案であり確定していない。

適用の判定: ☐ 適用 ☐ 非該当(理由:) ☐ 要確認

現状(誰が・どの会議体で・どの情報で・どの頻度で)

所管部署・関係会議体

確認先の資料・規程

宿題(担当・期限)

F-5 有価証券報告書等の開示書類の作成から提出までの工程で、監査役と内部監査はそれぞれどの段階で・何を確認しているか。確認の結果は誰にどの様式で報告し、指摘があった場合の修正はどの工程で反映されているか。なお、有価証券報告書を取締役会が決議・報告のいずれの形式で扱っているかは取締役会・指名報酬委員会のシートで扱う。

原則4-3(2)

▶ ピラー第6章／シリーズ第5話

根拠(改訂案) 改訂案の原則4-3(2)は、適時かつ正確な情報開示が行われるようにする監督を取締役会の役割として記載する案であり、監査役・内部監査による開示書類の工程確認を直接定めるものではない。背景として、38%の会社が有価証券報告書を取締役会で決議も報告もしていないという日本監査役協会の開示情報が、第2回会議で日本公認会計士協会の出席者から紹介され、第3回の改訂案で情報開示の監督の規定が原則に置かれた経緯がある。

注記 本問は改訂案の直接の要請ではなく、取締役会による情報開示の監督(原則4-3(2))の実効性を支える実務上の派生確認です。38%は日本監査役協会の開示情報として、第2回会議で日本公認会計士協会の出席者が紹介したデータであり、会議全体の結論ではない。有識者会議では「正確な」を「公正な」へ改める意見も示されたが、改訂案の文言に採り入れられてはいない。改訂案はパブリックコメント案であり確定していない。

適用の判定: ☐ 適用 ☐ 非該当(理由:) ☐ 要確認

現状(誰が・どの会議体で・どの情報で・どの頻度で)

所管部署・関係会議体

確認先の資料・規程

宿題(担当・期限)

F-6 監査役・監査役会の年間監査計画は、取締役の職務執行の監査に加え、会計監査人の選解任・監査報酬に係る権限の行使をどのような判断過程で扱っているか。成長投資や経営資源配分に関する取締役会の審議を、監査役はどの場で・どの情報で確認しているか。

[原則4-6\(現行4-4\)](#)[原則4-6解釈指針](#)[▶ ピラー第6章／シリーズ第4話](#)

根拠(改訂案) 現行原則4-4は番号変更で原則4-6となる案が示されている。公表案の本文は「能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである」とし、権限行使の対象の列举(取締役の職務執行の監査、監査役・会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限等)は本文に明記されていない(見え消し版の編集注記は、列举は「能動的・積極的に権限を行使」で読み込めるとして削除する整理を示す)。「守りの機能」を含め守備範囲を過度に狭く捉えないという記述は解釈指針へ移管する案である。

注記 本問の権限の列举は会社法上の権限に基づく現行実務の確認であり、改訂案が新たに追加する要請ではありません。守備範囲に関する記述の解釈指針への移管は、その重要性が失われたことを意味しない(序文第12項)。改訂案はパブリックコメント案であり確定していない。

適用の判定: ☐ 適用 ☐ 非該当(理由:) ☐ 要確認

現状(誰が・どの会議体で・どの情報で・どの頻度で)

所管部署・関係会議体

確認先の資料・規程

宿題(担当・期限)

F-7 独立社外取締役との連携の場(独立社外者のみの会合への出席、筆頭独立社外取締役との協議等)で、監査役は何を共有し、何を受け取っているか。その内容は、監査計画や取締役会・監査役会の議題にどう反映されているか。連携体制そのものの設計・頻度は取締役会・指名報酬委員会のシートで扱う。

[原則4-6\(現行4-4\) 解釈指針](#)[原則4-12\(新設\)](#)[▶ ピラー第6章／シリーズ第4話](#)

根拠(改訂案) 社外取締役との連携確保(現行補充原則4-4①後段)は原則4-6(現行4-4)の解釈指針へ移管する案が示され、新設の原則4-12は独立社外取締役の機能発揮として、経営陣との連絡・調整や監査役(会)との連携に係る体制整備を求める案である(現行補充原則4-8②の格上げ)。

注記 筆頭独立社外取締役は解釈指針の例示であり、一律の設置要件ではない。改訂案はパブリックコメント案であり確定していない。

適用の判定: ☐ 適用 ☐ 非該当(理由:) ☐ 要確認

現状(誰が・どの会議体で・どの情報で・どの頻度で)

所管部署・関係会議体

確認先の資料・規程

宿題(担当・期限)

F-8 監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社への移行を検討または実施している場合、常勤監査役が果たしてきた社内の情報収集のうち、どの機能を内部監査部門でどこまで代替できると評価しているか。その評価の根拠となる人員・スキル・報告経路の現状は、誰が・どの資料に・どの粒度で整理し、移行の意思決定にどう用いているか。

[基本原則4](#)[趣旨説明文書II.2\(原則の規定ではなく指摘の紹介\)](#)[▶ ピラー第6章／シリーズ第4話](#)

根拠(改訂案) 改訂の趣旨説明文書は、監査役設置会社から監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社への移行の際には内部監査部門の機能発揮が特に重要となるとの指摘を紹介している。また基本原則4の末尾にあった機関設計の列举は、実務上の浸透を理由に削除する案が示されている。

注記 移行時の内部監査の重要性は趣旨説明文書が紹介した指摘であり、改訂案の原則として規定されたものではない。機関設計の選択自体を方向づけるものでもない。改訂案はパブリックコメント案であり確定していない。

適用の判定: ☐ 適用 ☐ 非該当(理由:) ☐ 要確認

現状(誰が・どの会議体で・どの情報で・どの頻度で)

所管部署・関係会議体

確認先の資料・規程

宿題(担当・期限)

F-9 現在の監査役のうち、「財務・会計に関する十分な知見を有している者」として位置づけている監査役は誰で、その知見はどのような経歴・資格・実務経験によって説明しているか。監査役の選任議案の検討過程では、この知見の充足を誰が・どの会議体で・どの資料に基づいて確認し、コーポレート・ガバナンス報告書等ではどのように記載しているか。

[原則4-13\(現行4-11\)\(2\)](#)[▶ ピラー第6章／シリーズ第4話](#)

根拠(改訂案) 財務・会計に関する十分な知見を有している者が1名以上選任されるべきとする現行原則4-11本文の規定は、改訂案では原則4-13(現行4-11)の(2)にそのまま維持する案が示されている(見え消し版で当該文に変更の記載はない)。原則番号が4-11から4-13へ変わる案のため、監査役選任の社内規程・CG報告書等が参照する番号の更新が必要になり得る。

注記 番号変更は規定内容の変更を意味しない。「十分な知見」の判断基準(資格・人数の内訳等)は改訂案に数値等で定められていない。同じ(2)に独立社外取締役の他社経営経験に関する文を加える案(現行補充原則4-11①後段の格上げ)が示されているが、取締役会の構成は取締役会・指名報酬委員会のシートで扱う。改訂案はパブリックコメント案であり確定していない。

適用の判定: ☐ 適用 ☐ 非該当(理由:) ☐ 要確認

現状(誰が・どの会議体で・どの情報で・どの頻度で)

所管部署・関係会議体

確認先の資料・規程

宿題(担当・期限)

確認したうえで、 質問にしていない論点の記録を

本シートの質問は、意見募集に付された改訂案の変更点を規定単位で数えた編集部の集計（82箇所。公式の集計値ではありません）との突合を経て設計しています。全変更の網羅を保証するものではなく、次の論点は照合の結果「改訂案に該当する項目がない」等の理由で質問化していません。検討漏れではないことの記録として残します。

論点	質問化しない理由
バーチャルオンリー株主総会に関する新たな規律	改訂案に該当する項目がありません（有識者会議では意見として言及がありましたが、条文化されていません）
親会社の側のグループガバナンス（子会社管理）の新設規律	改訂案に該当する項目がありません
買収防衛策に関する新たな規律	旧原則1-5は法令等との重複を理由に削除する案です（趣旨は基本原則1解釈指針へ引き継ぎ）。新たな規律の追加はありません。引き継ぎ先の確認はE-6で扱います
「相当数の反対」の数値基準	改訂案に数値基準の定めがなく、各社の判断に委ねられています（目安の設定はE-5で扱います）
役員報酬の水準・構成に関する新たな数値規律	改訂案は原則4-2(3)に「中長期的な企業価値の向上につながるよう」を追記する案で、水準・構成の数値規律はありません（設計の審議はA-6で扱います）

※ 改訂案・会議資料に存在しない規範や数値基準を、本シートの質問に持ち込まないことを設計原則としています（質問設計原則は要件定義書に記載）。基本原則レベルの一般的な責務（取締役会の在り方の不断の検討等）や原則3-1の開示項目の細目など、本シートが個別質問にしていない規定もあります。網羅的な対照は、東京証券取引所「コーポレートガバナンス報告書の更新について」の公式対応をご確認ください。

一次資料と、 深掘りのための対応表を

依拠した公式一次資料(最終確認日: 2026年7月20日)

資料	公表元・時点・URL
コーポレートガバナンス・コード改訂案(クリーン版・見え消し版) ＝パブリックコメント案	2026年4月10日公表 https://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/d1/20260410-01.html
東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コードの改訂について」(制度要綱)	2026年4月10日公表 https://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/d1/t13vrt000000sodn-att/t13vrt000000sofy.pdf
東京証券取引所「コーポレートガバナンス報告書の更新について」(現行開示項目と改訂案の対応・提出期限の案)	2026年4月10日公表 https://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/d1/t13vrt000000sodn-att/t13vrt000000xny7.pdf
「成長投資の促進に向けたコーポレートガバナンス・コードの改訂について」(趣旨説明文書)	2026年4月10日公表 https://www.fsa.go.jp/news/r7/singi/20260410.html
コーポレートガバナンス・コードの改訂に関する有識者会議(令和7年度) 第1回～第3回 議事録・配布資料	金融庁・東京証券取引所(2025年10月21日／2026年2月26日／2026年4月3日開催) https://www.fsa.go.jp/singi/revision_corporategovernance/index.html
現行コーポレートガバナンス・コード	2021年6月版 https://www.jpx.co.jp/equities/listing/cg/

最新の公表状況(確定版・パブリックコメントの結果)は、金融庁・東京証券取引所の公式サイトでご確認ください。

部門別セクションと関連記事の対応

セクション	深掘り先 (corp.hifu3.com)
A 取締役会・指名報酬委員会	ピラー第4・6・7章／シリーズ第2話・第4話
B CFO・経営企画	ピラー第4章／シリーズ第2話
C IR・開示	ピラー第5章／シリーズ第3話
D 人事・サステナビリティ推進	ピラー第7章／シリーズ第1話(一部の質問は第2話・第4話)
E 法務・総務・取締役会事務局	ピラー第3・5・7章／シリーズ第1話・第3話・第6話
F 監査役・内部監査	ピラー第5・6章／シリーズ第3話・第4話・第5話

ピラー記事「コードは短くなる。経営の説明責任は軽くならない。」／シリーズ「CGコード改訂を読み解く」第1話～第6話。各質問の「▶」表示は、その質問の背景を扱う記事の章・話を示します(記事URLは公開後に本欄とあわせてご案内します)。

ご相談について

改訂案を踏まえた取締役会・開示・株主との対話の設計についてのご相談は、corp.hifu3.com のお問い合わせ窓口で承っています。ご相談の際は、記入済みシートをそのまま送付せず、質問番号・適用の判定・論点の要約のみをお知らせください(機微情報の取扱いは2ページ目のご注意をご覧ください)。

この資料の版と、 改版の条件を

版数履歴

版	基準日	変更内容
v1.0	2026年7月20日	初版(6部門・47問)
v1.1	2026年7月20日	東京証券取引所のパブリックコメント資料(制度要綱・「コーポレートガバナンス報告書の更新について」)を反映。提出期限(案上2027年7月末日)と市場区分の適用範囲を明記し、各質問に適用の判定欄を追加。一部質問の根拠・注記を是正

文書管理

項目	内容
文書オーナー	ひふみ株式会社 編集部
依拠する状態	2026年4月10日公表のパブリックコメント案(確定版・意見募集の結果は未反映)
次回確認	公開の前営業日、および改版トリガー発生時(金融庁・東京証券取引所の公式ページを確認)
最新版の入手先	corp.hifu3.com のダウンロードページ(本シートの配布元)。旧版はダウンロード後も自動では更新されないため、改訂コードの確定後は最新版をご確認ください

改版トリガー(次のいずれかが公表されたら改版します)

- パブリックコメントの結果の公表
- 改訂コーポレートガバナンス・コードの確定・公表
- 上場規程の改正・実施日の確定
- コーポレートガバナンス報告書の様式・記載要領の更新
- 東京証券取引所・金融庁によるFAQ・補足資料の公表